#### ロナ禍で 増えている

# トラブ

#### 整理解雇による

### トラブル

(1)

整理解雇の要件とは

契約法16条)。 濫用として無効となります 的相当性を欠く解雇は、 般的に、客観的合理性や社会 解雇権の (労働

使用者側の経営的な事情に基づく も厳しく判断されます。 雇や懲戒解雇と異なり、 1・社会的相当性の有無について 雇であることから、 また、特に整理解雇は、 客観的合理 もっぱら 普通解

> より判断されます。 具体的には、 図 表 1 の4要素に

的な事情を勘案し、各要素を総合 従業員数、 はなく、 直ちに無効になるといったもので らの4要素はいずれかが欠けたら するとの考え方が定着してきてい 的に判断して解雇の有効性を判断 なお、近年の裁判例では、 会社の規模、 資産状況等、 事業内容、 個別具体

が多く見られます。 変化により、十分な検討をせずに コロナ禍では急激な経営状況の ||解雇に踏み切ってしまう事案

> 断され、 比較的厳しく判断されています ないものであったかとの視点で、 まえても整理解雇が真にやむを得 解雇も図表1の4要素によって判 図表2)。 ても、 しかし、 コロナ禍であることをふ また、各要件の検討につ コロナ禍における整理

> > 1

人員削減の必要性

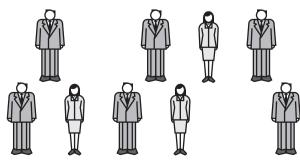
も見受けられます。 おける整理解雇に特有の判断要素 れてきた要素に加え、 ては、これまでの裁判例で着目さ 各要素についての判断にあたっ コロナ禍に

いきます。 以下、各要件について説明して

コロナ禍の影響により、整理解雇や雇止 めが急増し、退職に絡むトラブルも増え ています。トラブルになりやすい事例と、 その対応策・予防策について解説します。

> 湊総合法律事務所 弁護士

野坂 真理子



#### **(2**)

#### 意点 各要素の内容とコロナ禍の留

とを要します。 的にやむを得ない措置であったこ 化したというだけでは足りず、人 性が求められます。単に業績が悪 員削減が経営状況に照らして合理 整理解雇に及んだ時点で、 人員削減を行なう十分な必要

慮されます。 の圧迫、資金繰りの悪化などが考 具体的には、 売上減少、 人件費

由とした整理解雇については、 コロナ禍における経営悪化を理 緊

凶衣   管理胜准の4安系とコロノ何にのける由息に	図表1	整理解雇の	4要素とコロナ禍における留意点
---------------------------	-----	-------	-----------------

•••••	49.44 4	
	一般的な内容	(コロナ禍の留意点)
① 人員削減の必要性	経営状況に照らし、人員を削減す べき必要性が求められる	緊急事態宣言等による売上の減少な どの一時的な経営悪化のみでは人員 削減の必要性は認められづらい
② 解雇回避努力	役員報酬等の削減、配置転換・出 向、一時帰休措置、希望退職の募 集などにより、解雇を回避する努 力を行なう必要がある	雇用調整助成金の申請をしていない 場合には認められづらい
③ 被解雇者選定の合理性	整理解雇の対象者は、会社の恣意 的な選定ではなく、合理的かつ公 平な基準で選定される必要がある	コロナ禍の急激な経営悪化を回避するため、選定を急いでしまいがちだが、客観的基準を定めたうえで整理解雇の対象者を決める必要がある
④ 解雇手続きの相当性	解雇に先立って従業員に十分な説 明を行なうなど相当な手続きを履 践していたことが必要になる	コロナ禍による業績の急激な悪化や 従業員の休業中の解雇の場合、十分 な説明を欠いてしまうケースがある

図表2 センバ流通事件(仙台地決 令和2年8月21日)における判断

整理解雇の4要素	結論	理由
① 人員削減の必要性	×	事業収支が支出超過であったこと、債務超過の状態にあったこと等は認められるものの、従業員の休業や雇用調整助成金等の活用により改善の余地があった。金融機関から融資を受ける余地もあり、直ちに整理解雇を行なわなければならないほどの緊急かつ高度の人員削減の必要性があったとはいえない
② 解雇回避努力	×	賃金や残業代、深夜割増手当の削減を図ったり、取引先への値 引き交渉を行なったりしているものの、解雇に先立ち雇用調整 助成金の申請をしておらず、解雇回避努力として十分でない
③ 被解雇者選定の合理性	×	夜勤のみしか乗車できない者、営業所の地元地区の営業に慣れていない者、顧客からのクレームが多い者を被解雇者選定の基準としたと主張しているが、被解雇者がこれらに該当するとは認められない
④ 解雇手続きの相当性	×	解雇に先立つ事前協議にて整理解雇の可能性を表明してはいるものの、これは同月末の営業成績の結果次第で採り得る選択肢の1つとして提示したものにすぎない。団体交渉の席上での説明も口頭説明であり十分とはいえない

を一定の基準とすることは差し支 や過去の実績などの労務の貢献度 などが考えられます。欠勤・ 勤続年数、労働者の生活への影響 数や懲戒処分歴などの勤務態 基準としては、 勤務成績などの業務上の評価 従業員の年齢 遅刻

ません。

判断するのではなく、客観的かつ

経営者や担当者の主観に基づき

合理的な基準を設けなければなり

に選定する必要があります。 解雇の対象者は、合理的かつ公平 を目的とするものですから、整理

することではなく人件費の削減 整理解雇は、特定の労働者を解

時的な現象のみでは人員削 一較的長期にわたり経営状態 しない見込みであったこと 金融機関から も人員削減の必要性は否定されて 改善の余地があったという場合に 策の利用を検討 います。 る経営改善や国 や地方自治体の施 それでも整理

が求められます。

また、裁判例上、

が

回

減

の必要性として認められづら

急事態宣言発出による売上

一減少な

融資 雇用調整助成金の活用により を受けることが可能 会社としては借入れによ 元であ 0

> 2 解雇回避努力

を避けられなかったことが必要と 応 の努力を行なったもの 会社として整理解雇を避ける相 0,

化していたことを説明できるよう にしておく必要があるでしょう。 雇を避けられないほど経営が悪

退

職

これ

検討

合は、 であると判断されているものが多 場合は解雇回避努力として不十分 請するとの措置を行なっていない せるにあたり雇用調整助成金を申 コロナ禍における整理解雇 裁判例上、 従業員を休業さ 0) 場

いため、 被解雇者選定の合理性 留意が必要です。 されることになります。 は現にこれらを実施したかが考慮 に先立ち、 なります。 新規採用の停止・縮小などを 者の募集、 解雇回避に資する場合に 役員報酬の減額、 具 、体的には、 配 転・出向・ 整理解 希望 転 雇

えありません。

## ④ 解雇手続きの相当性

あったことも重要です。 雇に至る手続きが妥当かつ相当で を理解雇の理由のみならず、解

要は、労働者や労働組合に対し、経営状況や解雇の必要性を誠 実に説明しなくてはなりません。 労働協約において、整理解雇を 行なうために労働組合との協議を 行なうために労働組合との協議を 行なうために労働組合との協議を す。労働協約がない場合であって す。労働協約がない場合であって も、会社には誠意をもって従業員 も、会社には誠意をもって従業員 と協議すべき信義則上の義務があ りますので、説明会等や被解雇者 との個別面談において、丁寧な説

口頭の説明だけでは不十分と判 断されている裁判例もあり、ま た際にどのような説明を行なった た際にどのような説明を行なった かについての会社側の立証が困難 となります。そのため、必要な限 となります。そのため、必要な限 となりまするなどして説明を行なう を交付するなどして説明を行なう

象者の基準を示すことで理解が得なりやすいところ、整理解雇の対自分が選ばれたのかという心情にまた、被解雇者としては、なぜ

やすくなるでしょう。

真摯な説明を行なわずに解雇をのが強けられずに労働審判や団体発が避けられずに労働審判や団体で渉などの紛争に発展し、想定していた以上に負担となる対応を強いられるケースが多くあります。
が争予防のためにも、被解雇者の反対して丁寧な説明を行ない、理解を得ることが重要です。

で、留意が必要です。
な経営状況の悪化のため十分な説な経営状況の悪化のため十分な説明を行なわないまま早急に整理解展に及んでしまう、休業させていいまるなどの事案が見られますので、留意が必要です。

## けるために 整理解雇によるトラブルを避

前述の4要素に照らし、整理解雇が客観的合理性や社会的相当性 を欠くものであると判断された場 合、整理解雇は無効となります。 この場合には、解雇がなかったも この場合には、解雇がなかったも で、会社としては解雇日以降の給 等について遡って支払うことを余 なくされます。

して労働審判・訴訟等の裁判が提また、整理解雇が無効であると

きな負担となります。ては労力の面でも費用の面でも大ればなりませんので、会社におい有することを会社側で立証しなけし客観的合理性・社会的相当性を起された場合には、4要素に照ら

を十分に検討すべきです。形成により人件費を削減する方法めには、まずは、従業員との合意のようなトラブルを避けるた

を終了させる場合、いわゆる「雇より、これを更新せずに雇用契約

たとえば、本来の退職金よりもたとえば、本来の退職金よりもたる。このような手段を検討、実施りの退職勧奨などが考えられます。このような手段を検討、実施していれば、仮に整理解雇に及ぶしていれば、仮に整理解雇に及ぶしていれば、仮に整理解雇に及ぶもなります。

#### トラブル雇止めによる

## 1) 雇止めの要件とは

およりでは、非正規雇用労働者に対する者、特に有期雇用労働者に対する者、特に有期雇用労働者に対する。

ん、期間満了を待たずに直ちに雇は、前述の整理解雇の4要素に加有期契約期間内の解雇について

で 大な事由が必要であると解されて 大な事由が必要であると解されて 大な事由が必要であると解されて 場合より厳格となります。 場合より厳格となります。

理性や社会的相当性がない限り、 られるものについては、 ついて合理的な理由があると認め 更新されるものと期待することに 働契約の契約期間の満了時に契約 会通念上同視できると認められる 雇止めが無期労働契約の解雇と社 反復更新された有期労働契約で、 り、整理解雇と同様の配慮が必要 止め」の場合でも、 雇止めはできないとされています な場合があります。 労働契約法19条では、 ②労働者において、 以下のとお 客観的合 ①過去に 有期労

て判断されることになります。無は、原則として、4要素によっこの場合、合理性、相当性の有

(図表3)。

この要件に合致するかは個別具さない雇止めは無効となります。雇止めは認められず、要件を満た者については、一定の場合にしか図表3に該当する有期雇用労働

(1) ①有期労働契約が反復・更新されている ②無期労働契約の解雇と社会通念上同視できる

(2) 有期労働契約が更新されるものと期待することについて 合理的な理由がある

 $\downarrow$ 

いずれかに該当する場合、 雇止めには客観的合理性・社会的相当性が必要

(経営上の悪化を理由とする場合には、整理解雇の4要素を考慮して判断)

けではありません。での解雇回避努力が求められるわ

することは違法となります。

## ② コロナ禍における留意点

雇用調整助成金は、有期雇用労働者であっても雇用保険の加入者で、図表3の適用を受ける有期雇で、図表3の適用を受ける有期雇用労働者について雇止めを行なう用労働者について雇止めを行なう場合には、解雇回避努力として休場合には、解雇回避努力として休場。

判示されているものもありますの

||期雇用労働者と同じレベル

用労働者の削減を行なうべきと社員の整理解雇に先立って有期

のうち解雇回避努力については、

用労働者の解雇に比べて緩やかに

断されています。

特に、

4要素

労働者の雇止めにつ

いては無期

雇用

とが必要です。

判断が難し

い場合には専門家

のうえ、

雇止

めを進めるこ

な事情に基づき判断されるた

もっとも、

裁判例

上

有期雇

20時間未満であるなど雇用保険の20時間未満であるなど雇用保険の被保険者対象となっていない労働被保険者対象となっていない労働素については雇用調整助成金の申緊急雇用安定助成金の支給が受けられる場合がありますので、このられる場合がありますので、この点も検討すべきです。

退職拒否会社による

もかかわらず会社側がこれを拒否り、労働者が退職意思を示したに り、労働者が退職の自由があます。労働者には退職の自由があます。労働者には退職の自由があ

す(民法627条1項)。 無期雇用労働者の場合、労働者とができ、この場合において、雇とができ、この場合において、雇を経過することによって終了しまを経過することによって終了します(民法627条1項)。

会社との

直

接の接触を避けるた

なります。場合には、当該期間に従うことにとは異なる予告期間を定めているとは異なるのがあります。

高いため、控えるべきです。高いため、控えるべきです。とはできません。不当に要することはできません。不当にとを強を拒否した場合には、労働基準監督署からの指導を受けたり、で業員が突然出勤しなくなるなどがえってトラブルとなる可能性がかえってトラブルとなる可能性がある。

トラブル 退職時の引継ぎに関する

また、近年、労働者の会社へのの普及による従業員間の関係性のの普及による従業員間の関係性のるとの事例も増えています。

や手続きが行なわれなければ会社

会社側としては、

適切な引継ぎ

)業務上大きな損害が生じること

きました。
退職申入れ等を代行して行なう、退職申入れ等を代行して行なう、

くありません。とが前提となっているケースが多とが前提となっているケースが多とが前提となっているケースが多とが前提となっているケースが多とが前提となっているケースが多い。

整理し、 償請求が可能な場合もあります。 約上の債務不履行に基づくもので に損害を与えた場合には、 理的理由もなくこれを拒み、会社 どが挙げられますが、 秘密情報に関する誓約書の作成な ける引継ぎや入室カードの返却 退職者に対して要請すべき事項を 務や手続きに支障をきたさぬよう いため、 退職自体を拒否することはできな あるとして退職者に対する損害賠 要請すべき事項とは、業務にお 前述のとおり、 通知するようにします。 退職を前提としつつ、業 会社側としては 退職者が合 雇用契

解させることが重要です。 ◆を退職者に伝え、その重大性を理

企業法務全般に従事。 著書に『従業員をめぐる転職・退職トラブルの法務』 (中央経済社)など。

まりこ 湊総合法律事務所パートナー弁護士。2007年弁護士登録。労務問題ほか